

所得税の確定申告

医療費控除の受け方

監修

ファイナズ租税理論研究所

税理士 丸本 敬宏

1 はじめに

所得税の確定申告のシーズンがやってきました。あなたや家族が病気やケガにより医療費を支払った場合には、所得税確定申告を行うことにより医療費控除を受けることができますので、その概要を取りまとめました。参考にしてください。

2 医療費控除を受けると得する理由

医療費控除とは、個人の所得を計算する上で所得から差引かれるものです。

所得から差引かれる分、納めなければいけない所得税額は少なくなります。

サラリーマンなどの給与所得者は、年末調整によりいったん所得税額は確定しています。

しかし、給与所得者が確定申告により医療費控除を受けると、医療費控除額に見合った所得税額が、税務署から払い戻される仕組みになっています。(注)このことを還付金といいます。

3 医療費控除を受けられる人

医療費控除を受けられる人は、

平成 13 年中に支払った医療費が 10 万円以上 (又は所得の 5 % 以上) ある人で

平成 13 年分の所得税を納めた人です。

(注)勤務先から交付された源泉徴収票に所得税額が記載されていることを確認してください。

4 医療費控除の対象となる医療費

歯科医師、医師による診療代、治療代

医療、療養のための医薬品の購入費

病院、診療所、介護老人保健施設などに収用されるための費用

あんま、マッサージ、指圧し、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術費

診療や治療に直接必要な義歯、義足、松葉杖などの購入費

その他、通院に必要な交通費 (自家用車のガソリン代は対象になりません。) や 6 月以上寝たきり状態で医師が使用を認めたとおむつ代などが対象になります。不明な場合は、**最寄の税務署、税務相談室**でご確認ください。

不明な点は、税務署に直接お聞きください。



5 医療費控除の計算の仕方

平成 13 年中に支払った医療費	保険金等で補てんされる額	-	10 万円又は所得金額の 5 % <いずれか少ない額> (注)	=	医療費控除額 (最高 200 万円)
------------------	--------------	---	---------------------------------	---	--------------------

(注) 所得が給与だけの人は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」が所得金額となります。

6 医療費控除の受け方

医療費控除は、所得税の確定申告書を税務署に提出することにより受けることができます。

確定申告書の用紙は、税務署にあります。

確定申告書の書き方が不明な場合には、源泉徴収票、医療費の領収書、印鑑を税務署に持参し相談をお受けください。その際、「税の払戻金」の受取口座を控えてお出かけください。

# やわらぎ通信 1月号